

願することができる。

都道府縣農地委員会は、前項の訴願を受理したときは、同項の期間満了後一箇月以内に裁決してなければならぬ。

第一項の請求に係る農地につき、第三項の規定により賃借権を設定すべき旨の裁定があつた場合において第五項の規定による訴願が却下され、若しくは同項の期間内に訴願の提起がないとき、又は前項の規定により賃借権を設定すべき旨の裁決があつたときは、当該裁定又は裁決に定めるところにより、当該農地につき賃借権が設定されたものとみなす。

前項の規定による賃借権の設定については、民法第六百十二條の規定は、これを適用しない。

第四條 市町村農地委員会が前條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定の申請を受けた日から二箇月以内に当該申請に係る農地につき同條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定をしない場合において、当該申請をした者がその期間経過後一箇月以内に都道府縣農地委員会に対して当該市町村農地委員会に同條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定をすべき旨を指示すべきことを請求したときは、都道府縣農地委員会は、当該市町村農地委員会に対して同條第一項又は第三項の規定により承認又は裁定をすべき旨を指示しなければならない。

前項の場合には、前條第二項の規定を準用する。この場合において、同條第三号中「市町村農地委員会」とあるのは、「都道府縣農地委員会」と読み替へるものとする。

第五條 前二條の規定による処分が違法なものの取消

又は変更を求める訴は、昭和二十二年法律第七十五号第八條の規定にかかわらず、当事者がその処分があつたことを知つた日から一箇月以内にこれを提起しなければならぬ。但し、処分の日から二箇月を経過したときは、同條の規定にかかわらず、訴を提起することができない。

前項の訴の提起は、前二條の規定による処分の実行を停止しない。

第六條 第九條第三項の改正規定施行後命令で定める時期までは、改正後の第九條第三項（第十四條ノ二）において準用する場合を含む。以下同じ。中「市町村農地委員会ノ承認」とあるのは、「都道府縣知事ノ許可」と、改正後の同條第四項及び第五項中「承認」とあるのは、「許可」と読み替へるものとする。

都道府縣知事は、改正後の第九條第三項及び前項の規定による許可をするには、農地に係る場合にあつては、都道府縣農地委員会の意見、薪炭林、採草地又は放牧地に係る場合にあつては、都道府縣薪炭林等委員会の意見を聴かなければならぬ。

第七條 第十五條ノ十四の改正規定施行の際現に都道府縣農地委員会の委員たる者は、改正前の同條第三項第一号乃至第三号の規定により互選された委員にあつては改正後の第十五條ノ十七において準用する第十五條の二第三項各号の規定により選挙されたものとみなし、改正前の第十五條ノ十四第三項第四号の規定により選任された委員にあつては改正後の第十五條ノ十七において準用する第十五條ノ二第八項の規定により、選任されたものとみなす。

前項の規定は、委員の任期に影響を及ぼさない。

第八條 第十五條ノ十八の改正規定施行前にした都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会の議決については、同條第一項但書の期間は、この法律施行の日から、これを起算する。

### 人口動態調査の厚生省移管

人口動態調査が総理廳より厚生省へ移管されたに伴い、昭和二十二年九月八日厚生省令第二十五號を以て人口動態調査令施行規則の一部が次の如く改正された。

### 人口動態調査令施行規則の改正

(昭和二十二年九月八日  
厚生省令第二十五號)

「内閣總理大臣」を「厚生大臣」に、「總理廳統計局長」を「厚生大臣」に、「總理廳事務官」を「厚生事務官」に、「總理廳統計局」を「厚生省」に、「府縣支廳」を「都道府縣支廳」に、「總理廳令」を「省令」に改める。

第二十條第一項中「府縣支廳」には東京都支廳及び北海道廳支廳を含み、第二項中「第一項」を削る。

### 附則

この省令は昭和二十二年九月一日から、これを適用する。

### 生計費指數資料實地調査の休止

標記調査を當分の間休止するの趣旨により、生計費指數資料實地調査も休止せられることとなり、昭和二十二年十一月十九日政令第二百四十三號の政令を以つて左の如く公布された。

生計費指數資料実地調査令による生計費  
指數資料実地調査の休止に関する政令

(昭和二十二年十一月十九日)  
政令第二百四十三号

生計費指數資料実地調査令による生計費指數資料実

地調査は、当分の間、これを行わない。

附 則

この政令は、昭和二十二年九月分以降の生計費指數  
資料実地調査についてこれを適用する。